

国立大学法人滋賀医科大学支援基金規程

平成 28 年 9 月 21 日制定

令和 6 年 9 月 20 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学寄附金受入規程第 11 条の規定に基づき、滋賀医科大学支援基金（以下「基金」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学学則に規定する理念を実現し、使命を達成するために必要な事業の支援に資することを目的として、基金を置く。

(基金の原資)

第 3 条 基金は、寄附金をもって原資とする。

(寄附の受入区分)

第 4 条 寄附の受入は次の各号に掲げる区分とし、寄附者が特定して行うものとする。

- (1) 大学支援資金
- (2) 附属病院支援資金
- (3) わかあゆ育成資金
- (4) 研究等支援資金

2 前項第 3 号の寄附金は、次条第 1 項第 3 号の各事業を、前項第 4 号の寄附金は、次条第 1 項第 4 号の各事業を用途の対象とし、他には流用できないものとする。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号の寄附金の管理は、他の寄附金と独立して行うものとする。

(実施事業)

第 5 条 基金は、第 2 条の目的を達成するため、第 4 条第 1 項に規定する寄附の受入区分ごとに、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 「大学支援資金」は、大学に係る支援事業
- (2) 「附属病院支援資金」は、附属病院に係る支援事業
- (3) 「わかあゆ育成資金」は、学生等に対する次の事業

イ 次に掲げる事業であって、経済的理由により修学が困難な学生等に対するもの

- (i) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
- (ii) 学資金を貸与し、又は支給する事業

- (iii) 教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業
 - (iv) 就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を教育研究に係る業務に従事させ、手当を支給する事業
 - ロ 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であつて、障害のある学生等に対するもの
- (4) 「研究等支援資金」は、学生又は不安定な雇用状態にある研究者（博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち本学に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、教員（定時及び短時間特任教員を含む。）に該当しないものをいう。以下「不安定な雇用状態にある研究者」という。）に対する次の事業
- イ 公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
 - ロ 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
 - ハ 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進するための事業
- 2 前項第3号の事業により償還金が生じた場合の当該償還金は、第4条第1項第3号に規定する寄附金に、前項第4号の事業により償還金が生じた場合の当該償還金は、第4条第1項第4号に規定する寄附金に帰属するものとする。

（基金事業委員会）

第6条 基金の円滑な管理・運用を図るため、滋賀医科大学支援基金事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 基金への寄附金受入に関する事項
 - (2) 基金の運用方針に関する事項
 - (3) 基金により実施する各年度の事業計画及び予算・決算に関する事項
 - (4) 基金による実施事業の募集及び採択に関する事項
 - (5) その他基金に関する重要事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学長

- (2) 理事又は事務局長
 - (3) 学長補佐又は副理事 若干名
 - (4) 副病院長及び病院長補佐 若干名
 - (5) その他学長が必要と認める者 若干名
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前項第1号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
 - 5 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 7 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
 - 8 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 9 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(情報公開)

第7条 わかあゆ育成資金及び研究等支援資金に関する次の書類について、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとする。

- (1) 受入区分の名称、管理方法及び用途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類
 - (2) 受入区分の受入額及び支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの
- 2 前項の書類の保存期間は5年間とする。

(事務)

第8条 この基金に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月20日から施行する。